

# 公衆浴場開設のてびき

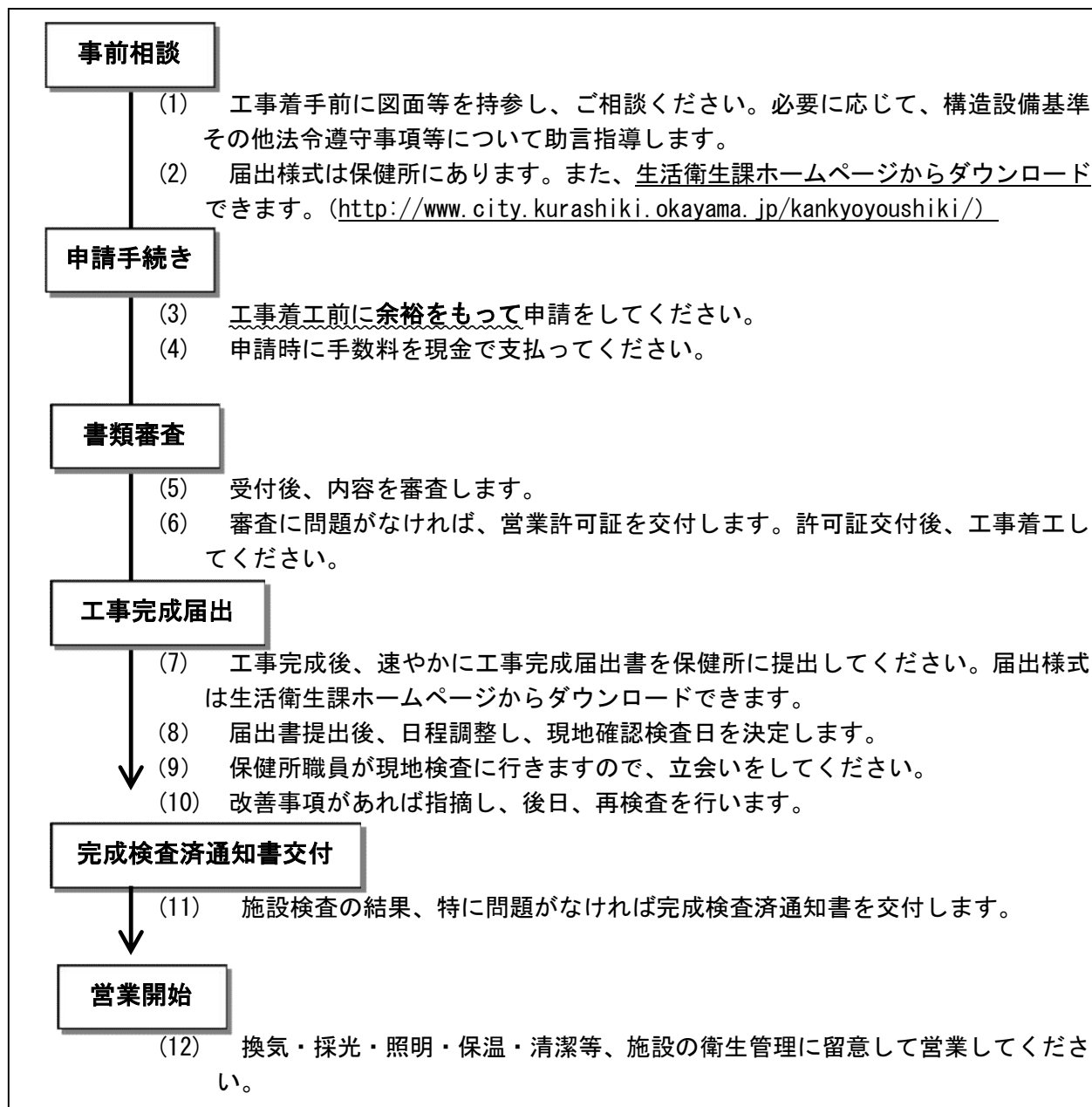
倉敷市保健所 生活衛生課 環境業務係

〒710-0834 倉敷市笹沖 170

TEL: 086-434-9830 (係直通)

HP: <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/seikatsu-hk/>

## 1 営業までの流れ



## 2 申請手数料 (現金で納付してください。)

常設 23,000 円、仮設 7,100 円

## 3 申請先 (※郵送による届出は受け付けていません)

倉敷市保健所 生活衛生課 (5番窓口)

住所: 倉敷市笹沖 170

#### 4 申請時提出書類

書類		注意事項等
公衆浴場営業許可申請書		必要事項を記入の上、提出してください。
添付書類	(法人の場合) 定款又は寄附行為の写し	原本の写しを提出すること。
	配置図、平面図、2面以上の立面図及び断面図	以下の内容が記載されていること。 ・浴室、浴槽等の寸法及び男性用、女性用の別 ・浴槽の深さ、縁高、天井のこう配等
	給湯給水及び排水系統図	
	(循環ろ過装置を設置する場合) 循環系統図	循環ろ過装置、ヘアキャッチャー、消毒設備を明示すること。 (上記の給湯給水及び排水系統図の図面に色分けして記載してもよい。)
	(一般公衆浴場の場合) 当該公衆浴場を中心とした半径300メートル以内の公衆浴場、河川、道路、公共施設及び利用者の分布状況を明らかにした縮尺3,000分の1以上の正確な地図	
	(温泉の含有物質又は医薬品等を原料として薬湯を使用する公衆浴場の場合) 入浴させる患者の種類及び公衆浴場法施行規則第1条第3号に掲げる医薬品等の分析表又は証明書	温泉の含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。

#### 5 工事完成時提出書類

公衆浴場工事完成届出書（生活衛生課ホームページからダウンロードできます。  
(<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kankyoyoushiki/>) )

## 6 構造設備に関する基準

一般公衆浴場	その他の公衆浴場
下足場、脱衣室、便所及び浴室は、それぞれ区別して設けること。	脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の見やすい位置に、男女別の表示をすること。ただし、時間帯によって男女の利用を区分する場合等風紀上問題がない場合には、この限りでない。
下足場には、履物を安全かつ清潔に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。	同左
脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の見やすい位置に、男女別の表示をすること。	脱衣室は、入浴者数に応じた適当な床面積とすること。
脱衣室には、入浴者の衣類等を安全かつ清潔に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。	同左
脱衣室の床面は、耐水性で滑りにくい材質を用いること。	同左
脱衣室の床面積は、男女それぞれ9平方メートル以上とすること。	—
脱衣室及び浴室には、それぞれ換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。	同左
脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。	—
便所は、男女それぞれ脱衣室等から利用しやすい場所に設けること。	便所は、施設内で入浴者が利用しやすい場所に設けること。
浴室の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。	同左
洗い場の面積は、男女それぞれ9平方メートル以上とすること。	洗い場は、入浴者数に応じた適当な面積とすること。
洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水栓又は給湯栓、洗いおけ及び腰掛けを備えること。	—
調節箱を設ける場合は、容易に清掃を行うことができ、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。	同左
主たる浴槽は、男女それぞれ内側の表面積3平方メートル以上、深さ60センチメートル以	主たる浴槽は、入浴者数に応じた適当な面積であって、かつ、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。

上であって、かつ、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。	
原水（浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。）及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。	同左
浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、次のとおりとする。 （ア）ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、ろ過装置（1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上のものに限る。）及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。 （イ）循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。 （ウ）浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。	同左
浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、次のとおりとする。 （ア）循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水を用いない構造とすること。 （イ）空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。 （ウ）容易に点検、清掃及び排水を行うことができる構造とすること。	同左
薬湯、おがくず等を使用する浴槽にあつては、浴室にシャワー等を設けること。	同左
屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとする。 （ア）男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とすること。 （イ）浴槽の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、十分な面積であること。 （ウ）脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造とすること。 （エ）屋外には、洗い場を設けないこと。 （オ）屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること。	同左
オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しない構造とすること。ただし、これにより難しい場合は、次に掲げる措置の全てを行わなければならない。	同左

<p>(ア) オーバーフロー還水管(オーバーフロー水を回収槽に集めるための配管をいう。)を循環配管(湯水を浴槽とろ過装置等との間で循環させるための配管をいう。)に直接接続しないこと。</p> <p>(イ) 回収槽は、地下に埋設せず、容易に内部の清掃を行うことができる位置又は構造にすること。</p> <p>(ウ) レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の水を消毒する設備を設けること。</p>	
<p>配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造とすること。</p>	同左
<p>サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次のとおりとする。</p> <p>(ア) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。</p> <p>(イ) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。</p> <p>(ウ) サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を備えるとともに、室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。</p> <p>(エ) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。</p>	同左
<p>入浴者の状況に応じて、下足場、脱衣室、便所及び浴室には手すりを設けるとともに、できるだけ段差をなくすこと。</p>	同左
<p>その他市長が必要と認めて定める措置</p>	同左

## 7 衛生措置に関する基準

一般公衆浴場及びその他の公衆浴場
下足場、脱衣室、便所及び浴室は、毎日清掃するとともに、消毒を毎月1回以上実施し、清潔で衛生的に保つこと。
下足場、脱衣室、便所及び浴室は、ねずみ、昆虫等の生息状況について毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。
下足場、脱衣室、便所及び浴室の照度は、床面において150ルクス以上を保つこと。
浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。
浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に原湯等を供給することにより清浄に保つこと。
打たせ湯及びシャワーに使用する温湯は、循環ろ過した浴槽水を使用しないこと。
設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等を行うこと。
ろ過装置等の維持管理を適切に行い、かつ、その稼動状況を適宜点検するとともに、それらの記録を3年間保存すること。
消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い、その記録を3年間保存すること。
原水等及び浴槽水の水質検査は、1年に1回以上行い、その記録を3年間保存すること。ただし、原水等については、当該原水等に水道水等(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。次号において同じ。)のみを使用している場合は、この限りでない。
浴槽水の消毒に塩素系薬剤(モノクロラミンを除く。)を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常1リットル中に0.4ミリグラム以上に保ち、かつ、最大でも1リットル中に1.0ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その測定結果記録を3年間保存すること。
浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、当該濃度を1リットル中に3.0ミリグラム以上に保つとともに、その記録を3年間保存すること。
貯湯槽に貯留する原湯等の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保つ等レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。
タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりにあつては、新しいものに限る。)を貸与するときは、この限りでない。
入浴者に浴槽の中で身体を洗わせ、又は浴室内で洗濯その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこと。
おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。
原水等又は浴槽水が次表に規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。
自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員等にその内容を周知徹底するとともに、営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
その他市長が必要と認めて定める措置

## 8 水質に関する基準

項目	原水	浴槽水
色度	5度以下	—
濁度	2度以下	5度以下
pH	5.8 ~ 8.6	—
過マンガン酸カリウム消費量 又は 全有機炭素の量	10mg/L 以下 又は 3.0mg/L 以下	25mg/L 以下 又は 8.0mg/L 以下
大腸菌	100mL 中に検出されない こと	—
大腸菌群	—	1個/mL 以下
レジオネラ属菌	10CFU/100mL 未満	10CFU/100mL 未満